

セントクリストファー・ネービスの入国規制措置（3月22日更新）

セントクリストファー・ネービス政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

- 1 中国、イラン、香港、シンガポール、韓国、日本、EU諸国、スイス、英国、米国、カリブ海域のオランダ及びフランスの領土から渡航する外国人の入国を拒否する。
- 2 その他の国・地域からの外国人渡航者は、入国時にスクリーニングを受け、政府指定施設において14日間以上の強制的な検疫措置とし、保健省指定の検疫官により毎日健康状態を確認される。また、入国を拒否されることもある。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントクリストファー・ネービス保健省

<https://www.facebook.com/StKittsHPU/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。